

## 会社設立(法人化)を 考える事業主さまへ

会社設立のポイントが5分で分かる！

将来の勝ち組社長に  
こっそり伝えたい 会社設立のすべて

- ✓ 会社を新規に立ち上げたい！ 個人事業から脱出したい！
- ✓ 資金面も考えて、安定運営をそろそろ検討したい！
- ✓ 許認可も含めてさらなる事業展開を実現したい！
- ✓ 会社づくりで失敗したくない！ 作ってから後悔したくない！
- ✓ 安く会社を設立するためのポイントを知っておきたい！
- ✓ 面倒な会社設立を手軽に！スピーディに申請したい！

会社設立のノウハウはこちらから…

あさひリーガルパートナーズ行政書士事務所

## はじめに…

本小冊子をご覧いただき誠にありがとうございます。

本誌においては、これから会社を設立しようと考えられていらっしゃる方に向けて **極めて基本的であり、かつ実用的なノウハウに絞って**お伝えさせていただきます。

これから会社を立ち上げようと考えていらっしゃる方の中には、  
「会社設立って、面倒だなあ…」と漠然と感じている方も多いかもしれません。

しかし、会社設立は、ただ法務局に申請するだけではありません。  
若干、ややこしいながらも押さえてはいけないポイントがあります。

これは、「知ってるか」「知らないか」の話でもあるのですが、既に起業されている **諸先輩たちも失敗してしまった“落とし穴”**が、たくさんあるのも事実です。

ですから、**ややこしい法律や具体的なノウハウ**を把握した万全な状態で、会社設立を行うことは大変難しいと言えるでしょう。

そこで！簡潔にポイントをまとめさせていただきました！

**新会社法のメリットや定款の作成**、さらには、**設立費用が4万円も安くできる**電子申請についてまで、**カンタンにご紹介**させていただきます。

是非、ご参考いただき会社設立から始まる新しいスタートを、確実なものにしていただきますようお願い申し上げます。

あさひリーガルパートナーズ行政書士事務所

代表 行政書士 高木 誠司

## 法人化は事業発展に向けた1つのギアチェンジ！

おそらく事業を前向きに展開されていらっしゃる経営者様であれば、おそらく一度は事業の法人化について考えられた経験があるのではないのでしょうか？

事業の加速を図るうえで、**法人化はひとつの前向きなギアチェンジ**であると思います。もちろん、法人化がすべてのカギとは申しません。

タイミングを見ながらのご判断で良いと思っています。

ここでは簡単ながら、個人と法人との違いを下記のように一覧にしてみました。



視点		個人事業者	法人
経営	企業イメージ	個人として見られる	<b>信用力</b> が付いてくる。採用や営業がしやすい
	融資	保証人を付けたりとややこしい	<b>融資を受けやすい</b> 。また受取り可能な <b>助成金</b> もある
	許認可	特になし	代替りや事業承継の際に引き継ぎがスムーズ
損金計上	給料	基本的に必要経費となりません	<b>役員報酬</b> として定額を損金計上する事が出来ます
	家族への給料	届出をすれば、必要経費として認められます。	<b>103万までは配偶者控除</b> や扶養控除の対象となります。
	退職金	支払う事が出来ない	<b>支払う事が可能</b> 。生命保険も一定の物は損金可能。
その他		12月31日が決算日	決算日は自由に設定可能。

もちろん、どちらにもメリット・デメリットはありますが、一定規模までの事業の運営や成長が見えてきた時点で、法人化にしていく事をお勧め致します。

## 法人化(会社設立)によって、新しいステップを踏み出そう！

## 新会社法で手軽になった会社設立！

新会社法といっても、何がどうなの？という方にカンタンにお伝えしましょう！  
こんな大きな変更がありました。

- ・資本金は1円のままで良い …… 5年以内に資本金を1,000万用意しなくても株式会社として存続可能となりました！
- ・有限会社の廃止！ …… 有限会社は、新規に設立出来なくなりました！
- ・取締役を1名でも会社設立可能！ …… 3名の取締役と監査役を立てる必要が無くなりました！1名からでも設立が可能です！

といった変更がありました。

上記に加えて、これから起業しようという方にとっては、今回変更となった下記の点も煩わしさを取り払う一因となるのではないのでしょうか？

- ・**役員**の再選任：これまで2年に一度必要であったが、最大10年間まで延長可能
- ・**機関設計**の自由：会社の実態にあった経営陣を敷くことが出来る
- ・**期間**の短縮：法務局の混み具合にもよりますが、設立のプロに依頼することで最短1週間で、設立することが可能になりました

挙げていくと様々ですが、要するに会社を設立しようという方にとってのメリットが非常に多いという訳なのです。そもそも、新会社法自体が旧態依然の古い法体制を改善し、新規に起業する方が起業しやすいようにという意図が含まれているのです。

新会社法を最大限に活用して事業にあった会社設立を検討しよう！

## 失敗しない定款づくり！営業目的はこう創れ！

多くの方がご存知であると思いますが、会社を設立するためには、必ずどんな目的で会社を営業するのか、その目的を明確に設定しなくてはなりません。

これを明記した文章を**定款**と呼びます。

定款作成には、下記のような注意点があります。



- ・営業目的の作成・・・明確に事業内容を作成する！これが、一般的な感覚と異なる点もありますので、注意が必要です。例えば、下記のような場合です。

× 建設工事業 → 建築一式工事業(新築や増改築の場合)  
この場合、具体的な工事内容が分からないために審査が通らず、後から 定款変更の必要が発生し、時間と印紙代のロスになってしまいます。

- ・役員の特典・・・新会社法により、役員は一人からでもOKですが、例えば建設業で許可取得を考える場合、経営経験(個人事業主あるいは取締役として5年以上の経験)のある方に役員になっていただく必要があります。

- ・所在地の設定・・・株式会社の所在地は、**最小行政区分**にて設定！

会社の発展とともに事務所を移転していくのは、当然の流れです。ここでは、「～県 市」や「～県 区」までにしておく事です。これによって、同一行政区分であれば、移転をしても、定款の変更申請の必要はありません。

こうした細かい点において、知らないと失敗してしまうノウハウが定款作成には沢山含まれているのです。法務局に何度も、通って、印紙代を払ってと、無駄な時間を使う前に、設立のプロにお任せいただければいかがでしょうか。

不要な手続き費用が発生しないように始めからキッチリ設定しよう！

## 失敗しない定款づくり！こんなところが要注意！

これから会社を設立しようという方の場合、実務のノウハウはあっても、設立における基礎知識を持ち合わせていないため、失敗してしまう点がいくつか見受けられます。

もう少しだけ、分かりやすい注意点を挙げてみましょう。

・決算期の設定・・・法人を運営していく場合、一定期間(会計期間)に上げた会社の



収益に対して、適正な税金(法人税等)を税務署に納めなくては  
いけません。しかし、設立当初の会社において十分な収益が無く、  
納税が負担となってしまうため、税法上の優遇措置が取られてい

ます。これは、消費税の納税が2期分までは免除してもらえる事や、  
青色申告により初年度の損失分を最大7年間繰り延ばしできる事などがあります。

ここで多い失敗としては、無理やり4月に決算期を当てようとして、設立が年明けの2月  
や3月であるにもかかわらず、4月を決算期と設定してしまい、最大2年間や7年間受け  
られる期間を自ら縮めてしまい、会社経営を困難にしてしまうことです。

決算期は会社設立日からシッカリと約1年間分取れるように設定し、設立当初は健全な  
会社体質を構築しなくてはなりません。

・資本金の設定・・・会社設立時の資本金の設定は、いくらでも良いのですが、ここにも、  
実はポイントがたくさんあります。



例えば、当初から資本金を1,000万円と設定してしまうと、初年度  
から消費税の納税の義務が発生してしまいます。

また反対に一定金額の資本金を初年度から設定しておいた方が  
良い場合もあります。例えば、行政から建設業許可を受ける場合、

財産的要件として資本金500万円が必要となります。つまり、資本金の設定にも押さえる  
べきポイントがあるのです。こうした要点を押えなくては、結局のところ営業許可が取れま  
せんので、会社を設立しても意味が無い事になってしまいますので、ご注意ください。



申請に必要な書類はもりだくさんシッカリと準備しよう！

必要な書類は以下の通り。(発起人設立の場合)

申請に時間が掛かってしまう場合の原因の大半は書類集めです。  
確認しながら、シッカリと準備を進めていきましょう

定款

発起人会議議事録

設立時代表取締役を選定したことを証する書面

設立時代表取締役の就任を証する書面

設立時取締役の就任を証する書面

印鑑証明書

設立時取締役の調査報告書

払い込みがあったことを証明する書面

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書



## なんと！プロに依頼すると4万円分もコストカット！

行政に関する申請業務を中心に活躍しているのが、行政書士という士業なのですが、ここでは、その行政書士に依頼するメリットをズバリひとつお伝えしましょう！

それは、**4万円分もコスト削減**につながるということです。

会社設立の申請においては、印紙代が4万円かかってしまうのですが、電子定款作成代理人である行政書士に依頼することで、ウェブ経由で申請することが出来ます。

これによって、通常必要となる4万円の印紙を貼らなくても良くなるのです。

意外と知られていないのですが、このコストカット策は使わない手はありませんね！

電子定款作成代理人である行政書士に依頼して4万円を削減しよう！



## さいごに…

最後まで、ご覧いただき誠にありがとうございます。

本小冊子において、一部をカンタンにお伝えさせていただきましたが、会社設立には **知らなかったでは済まされない“落とし穴”**や、反対に電子定款作成代理人である専門家に依頼することによって得られる **印紙代4万円分のコストカット**等のメリットもございます。こういった観点から考えると専門のプロに依頼しない手はありません。

そして、安易に申請してしまって困るのは、何よりも会社設立後になります。

実は多くの方が、「しまったぁ～なんとなく申請しなけりゃよかった。トホホ…」という声を漏らすのは、下記のような場面になります。

✓ **銀行からの資金調達を行うも、申請書類を理由に却下される…**

✓ **行政に対して助成金の申請を行うも通らない…**

✓ **事業の許認可の申請を行うも、条件を満たしていなかった…**

などなど

せっかくご縁があって、本小冊子を通じて出合えた皆さまに上記のようなケースで泣きを見る側の経営者になって欲しくはありません。

しかし、残念ながら、こういった面まで考えた会社設立を設計してくれる専門家は、我々の **業界においてもトップ5%の機能的な事務所**に限られてしまいます。是非とも、適正な価格でしっかりとサポートしてくれる専門家をパートナーとして選択していただくことをお勧め致します。

最後に、今後の事業のご成功とご発展を心よりお祈り申し上げます。

あさひリーガルパートナーズ行政書士事務所

初回の相談無料!お電話ください

 **0120-873-294**



自信を持ってサポートさせていただきます！

- ・ **実質手数料0円**、自分設立と同額で設立サポート！
- ・ 設立時の **資金調達支援(融資・助成金の無料診断)**
- ・ 創業時の **営業許可取得支援**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-5-3西新宿ダイヤモンドパレス313

代表行政書士 高木 誠司